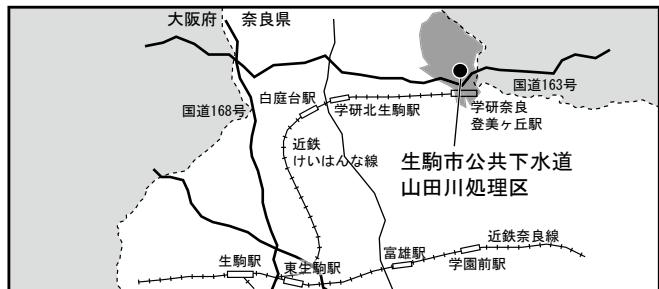


生 駒 市	
処理区名	山田川処理区
処理場名	山田川浄化センター

R6.3 現在人口（人）	6,924
当初認可年月日	S59. 2. 24
供用開始年月日	S60. 4. 1



全 体 計 画	
計画面積 (ha)	153.3
計画人口（人）	8,500
計画処理能力（m ³ /日）	5,900
処理方式	標準活性汚泥法＋凝集沈殿＋急速ろ過法

令和5年度末整備状況	
整備面積 (ha)	110.0
供用人口（人）	6,924
処理能力（m ³ /日）	5,900
処理方式	標準活性汚泥法＋凝集沈殿＋急速ろ過法

放流先	山田川
-----	-----

所在地	生駒市鹿ノ台東1丁目 11-13
-----	------------------

山 添 村	
処理区名	上津処理区
処理場名	上津終末処理場

R6.3 現在人口（人）	183
当初認可年月日	H 3. 10. 30
供用開始年月日	H 6. 10. 1



全 体 計 画	
計画面積 (ha)	9.0
計画人口（人）	210
計画処理能力（m ³ /日）	154
処理方式	オキシデーションディッチ法

令和5年度末整備状況	
整備面積 (ha)	9.0
供用人口（人）	183
処理能力（m ³ /日）	154
処理方式	オキシデーションディッチ法

放流先	遅瀬川
-----	-----

所在地	山辺郡山添村大字西波多 4943
-----	------------------

天 川 村	
処理区名	洞川処理区
処理場名	洞川浄水センター

R6.3 現在人口（人）	483
当初認可年月日	H 4. 2. 15
供用開始年月日	H11. 6. 14



全 体 計 画	
計画面積 (ha)	36.0
計画人口（人）	340
計画処理能力（m ³ /日）	876
処理方式	オキシデーションディッチ法

令和5年度末整備状況	
整備面積 (ha)	36.0
供用人口（人）	483
処理能力（m ³ /日）	876
処理方式	オキシデーションディッチ法

放流先	洞川
-----	----

所在地	吉野郡天川村洞川 672-125
-----	------------------

流域下水道維持管理費等負担金とは、流域下水道の維持管理に必要な経費を、当該流域下水道を使用する市町村が流入水量等に応じて負担するものです。

(1) 負担金単価 (消費税除く)

令和6年12月末現在

種 別				下水1m ³ 当たり単価	
一	般	排	水	54.00円	
中	間	排	水	86.00円	
特	定	排	水	114.00円	
水質負担金にかかる区分					
(汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量又は浮遊物質量)				生物化学的酸素要求量分	浮遊物質量分
200mg を超え		300mg 以下		12.00円	17.00円
300mg を超え		600mg 以下		37.00円	49.00円
600mg を超え		1,000mg 以下		81.00円	104.00円
1,000mg を超え		1,500mg 以下		138.00円	175.00円
雨 水				15.00円	

(摘 要)

- 一 般 排 水： 一般家庭からの汚水並びに工場、事業所等からの排水のうち中間排水及び特定排水以外のものをいう。
- 中 間 排 水： 公衆浴場並びに公共及び公益（収益事業を行う部分を除く）関係の業種を除いた工場、事業所等から下水道に排出される汚水のうち、その排出量が300m³/月を超え750m³/月までの部分をいう。
- 特 定 排 水： 公衆浴場並びに公共及び公益（収益事業を行う部分を除く）関係の業種を除いた工場、事業所等から下水道に排出される汚水のうち、その排出量が750m³/月を超える部分をいう。

(2) 負担金額

- ① 一般排水に係る負担金は、一般排水汚水量に一般排水負担金単価を乗じて算定する。
- ② 中間排水に係る負担金は、中間排水汚水量に中間排水負担金単価を乗じて算定する。
- ③ 特定排水に係る負担金は、特定排水汚水量に特定排水負担金単価（水質負担金対象の特定排水については、水質区分に応じた特定排水水質負担金単価を加算した単価とする。）を乗じて算定する。
- ④ 合流式公共下水道からの雨水に係る負担金は、雨水量に雨水負担金単価を乗じて算定する。
- ⑤ 負担市町村等が負担する四半期ごとの負担金の総額は、上記①～④により算定した負担金の合計額に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する率と当該率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する率を乗じた率とを合算した率を乗じて得た額を加算した額とし、1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

1) 流域関連公共下水道使用料単価

(令和6年12月末現在、1m³当たり(税抜))

市町村	一般排水		中間排水	特定排水(※)	備考
	公衆浴場等	その他			
奈良市	75.9円	136.4円	196.9円	249.7円	(税込) 基本料金165円/月
大和高田市	70円	120円	180円	240円	
大和郡山市	89円	※表1	189円	254円	
天理市	66円	143円	202.4円	280.5円	(税込)
橿原市	56円	120円	170円	220円	
桜井市	90円	140円	190円	240円	
五條市	55円	110円	165円	220円	(税込)
御所市	90円	110円	160円	210円	
生駒市	53円	106円	180円	253円	
香芝市	70円	120円	170円	220円	
葛城市	80円		160円	220円	
宇陀市	55円	※表2	145円	175円	
平群町	120円		152円	180円	
三郷町	120円		152円	180円	
斑鳩町	120円		152円	180円	
安堵町	60円	120円	152円	180円	
川西町	105円		156円	200円	
三宅町	70円	115円	160円	210円	
田原本町	65円	※表3	180円	220円	
高取町	80円	100円	170円	220円	
明日香村	80円	120円	170円	220円	
上牧町	80円	120円	180円	220円	
王寺町	65円	130円	170円	200円	
広陵町	120円		185円	212円	
河合町	96円	120円	168円	210円	
吉野町	54円	120円	170円	220円	
大淀町	※表4		180円	240円	
下市町	56円	120円	170円	220円	

※表1(大和郡山市 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金(税抜)
基本料金	0~8m ³	1,030円 / 月
	9~10m ³	1,170円 / 月
従量料金	11~20m ³	145円 / m ³
	21~50m ³	158円 / m ³
	51~100m ³	172円 / m ³
	101m ³ ~	185円 / m ³

※表2(宇陀市 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金
基本料金	0~10m ³	1,200円 / 月
従量料金	11~300m ³	110円 / m ³

※表3(田原本町 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金
基本料金	0~5m ³ (定額)	500円 / 月
従量料金	6~300m ³	130円 / m ³

※表4(大淀町 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金
基本料金	—	450円 / 月
従量料金	0~7m ³	60円 / m ³
	8~20m ³	128円 / m ³
	21~300m ³	135円 / m ³

2) 単独公共下水道使用料単価

(令和6年12月末現在、1m³当たり(税抜))

市町村	一般排水		中間排水	特定排水	備考
	公衆浴場等	その他			
奈良市	75.9円	136.4円	196.9円	249.7円	(税込) 基本料金165円/月
生駒市	53円	106円	180円	253円	
山添村	4000円/月				
天川村	115円	115円	200円	300円	

特定排水(※)・・・水質使用料対象の特定排水については、
水質区分に応じた水質使用料単価を別途加算

3-6 水洗化の促進に向けて

下水管の工事が完了しても、家のトイレや台所・風呂等の排水管を接続しないことには、下水道としての効果が発揮できません。

また、下水道の供用開始の公示がなされた区域については、下記のとおり、下水道への接続やトイレの水洗化への改造義務が生じます。

汲み取り便所の場合	3年以内の水洗便所への改造を行い下水道に接続してください。 (下水道法第11条の3)
単独浄化槽(し尿浄化槽)の場合	遅滞なく下水道に接続してください。(下水道法第10条第1項)
合併式浄化槽の場合	遅滞なく下水道に接続してください。(下水道法第10条第1項)
家を新築する場合	必ず下水道に接続してください。(建築基準法第31条)

より一層の下水道の促進を図るために、受益者負担金を徴収している市町村もあります。また、下水道への接続を促進するために、各市町村では貸付制度等を設けています。これらの制度の詳細については、お住まいの各市町村担当課にお問い合わせください。

令和6年12月末現在

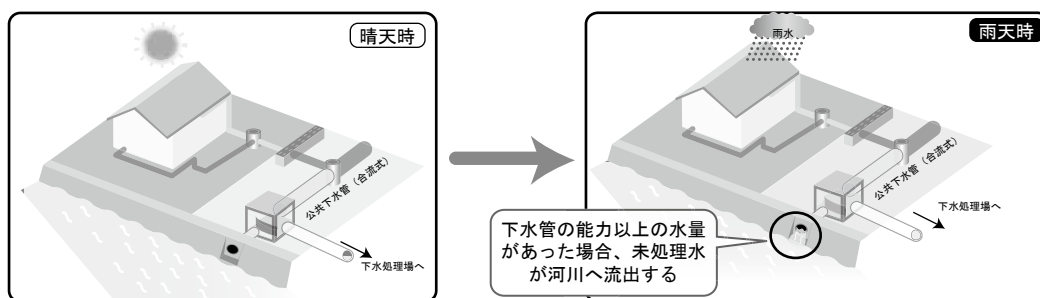
市町村名	受益者負担金		貸付制度等			市町村名	受益者負担金		貸付制度等		
	円/㎡	備考	貸付金	融資利率 及び利子補給	助成金		円/㎡	備考	貸付金	融資利率 及び利子補給	助成金
奈良市	59	第一負担区		○	○	三郷町	200,000円/戸 (税抜き)	H4.4.1以前に三郷町住民 基本台帳に記録されてい る者は2分の1		○	
	200	第二負担区		○	○	斑鳩町	100,000円/戸			○	
	350	第三負担区・第四負担区		○	○	安堵町	100,000円/区画			○	
大和高田市	-		○		○	川西町	-		○		○
大和郡山市	297	一般	○			三宅町	-		○		○
	201	合流区域	○			田原本町	-		○		○
	115	昭和工業団地	○			高取町	-				
天理市	94		○			明日香村	-		○		
橿原市	-		○		○	上牧町	-			○	
桜井市	-		○		○	王寺町	-			○	
五條市	-			○		広陵町	-				○
御所市	70,000円/世帯	排水分担金	○			河合町	-		○		○
生駒市	400			○		吉野町	750				○
香芝市	-			○		大淀町	783				○
葛城市	-			○	○	下市町	800				○
宇陀市	-			○		天川村	-				○
山添村	-										
平群町	100,000円/区画			○							

※貸付制度の条件等の詳細については、各市町村担当課にお問い合わせください。

合流式下水道の改善

合流式下水道とは、汚水と雨水を同じ管渠で排除する下水道です。合流式下水道では雨天時に水量が下水管の能力を超えると、下水の一部がそのまま河川へ流出するため、水質汚濁上及び公衆衛生上において極めて問題になっています。

平成16年度より原則10年間で合流式下水道の改善を完了することを、下水道法施行令の改正で義務づけられています。県内では、合流式下水道を採用している奈良市、大和郡山市において改善対策を行いました。

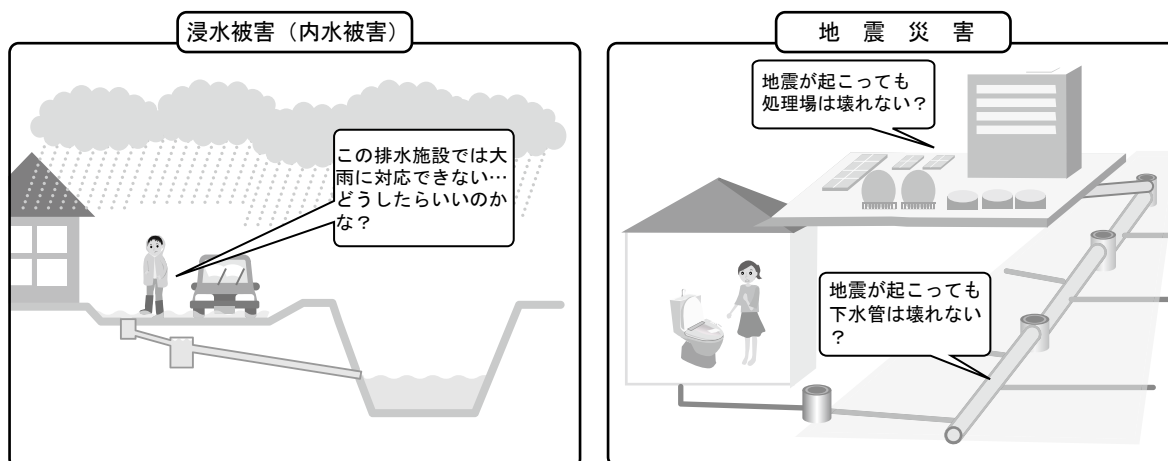


安全・安心の確保に向けた対策

近年、都市浸水被害や地震災害が多発しています。

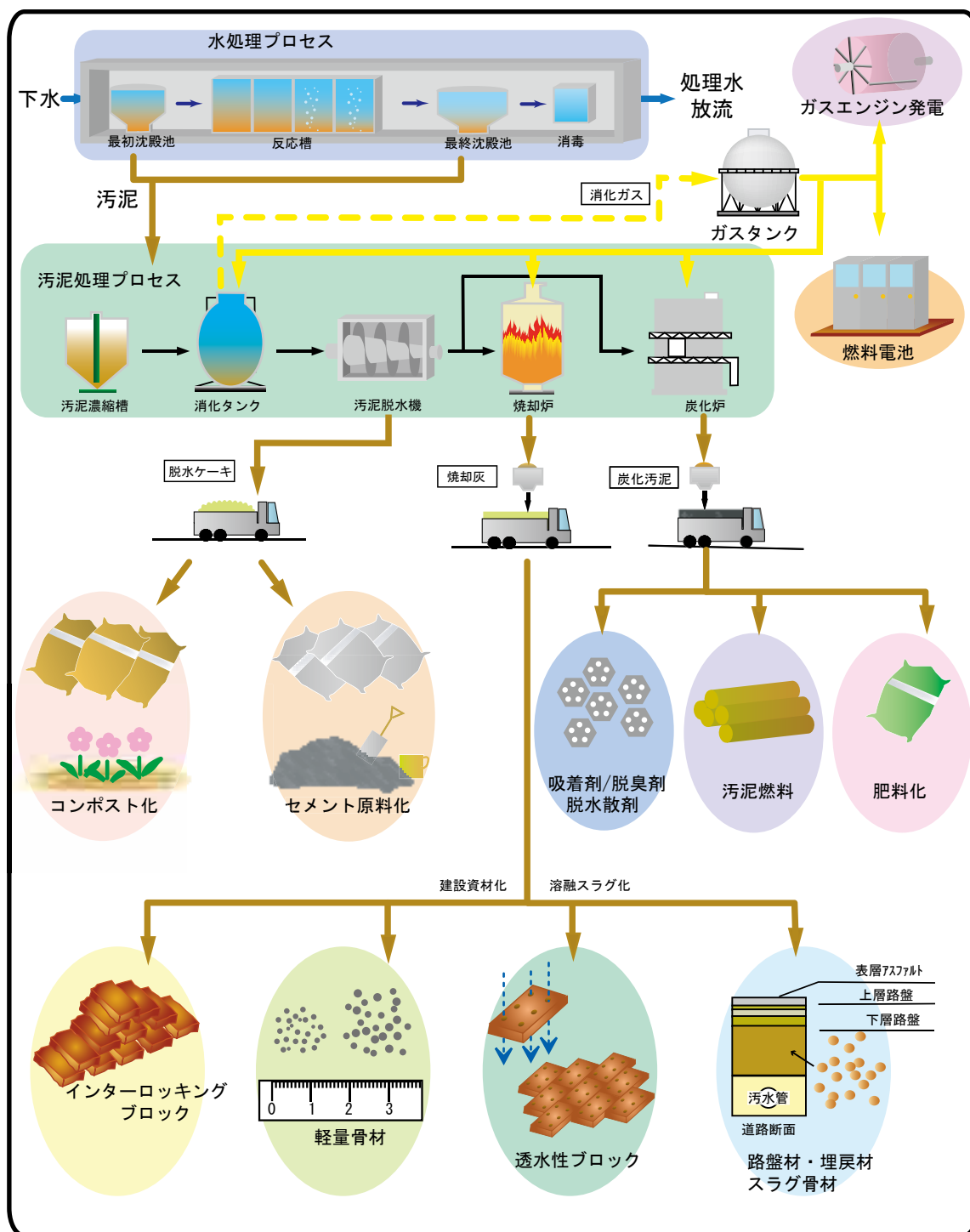
都市に降った雨水排除は下水道の基本的な役割であるため、下水道においてもハード、ソフトの両面からの対策や他事業と連携をとりながら、浸水対策を進めていきます。

地震災害時には、下水道施設は大部分が地下に築造されているため、いったん被害が発生するとその復旧に長時間を必要とします。特に奈良県は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震発生時に下水道を使用できるように、また迅速に復旧できるように、施設の耐震化を進めていきます。



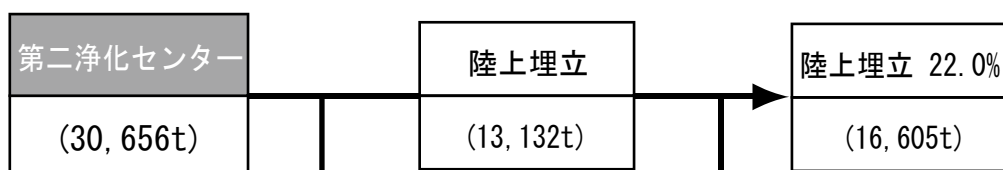
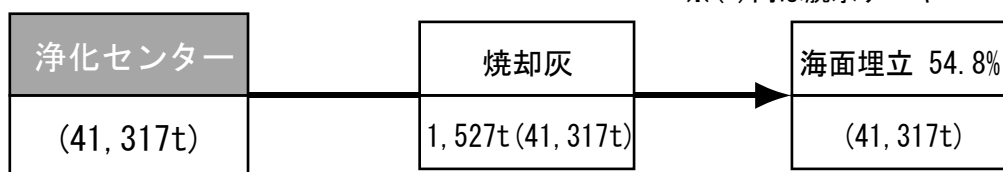
下水を処理した後に残る汚泥は、従来、不必要なものとして処分していましたが、今日では有用な資源として見直されています。

汚泥の有効利用方法として、肥料、タイル・ブロック等建設資材、燃料、セメント原料等、様々な利用が考えられています。



流域下水道で発生する汚泥処分の方法（令和５年度実績）

※（ ）内は脱水ケーキ^注ベース換算



流域下水道合計
(75,506t)

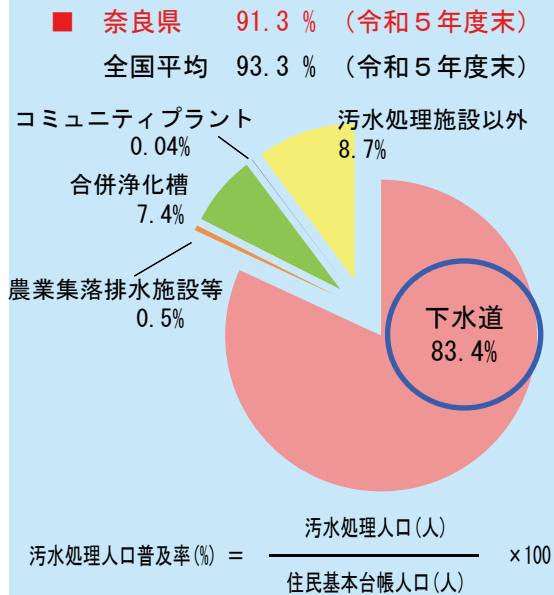
注）下水を処理した後に残る汚泥を脱水した物を脱水ケーキという。

4. 資料編

4-1 奈良県の下水道普及率

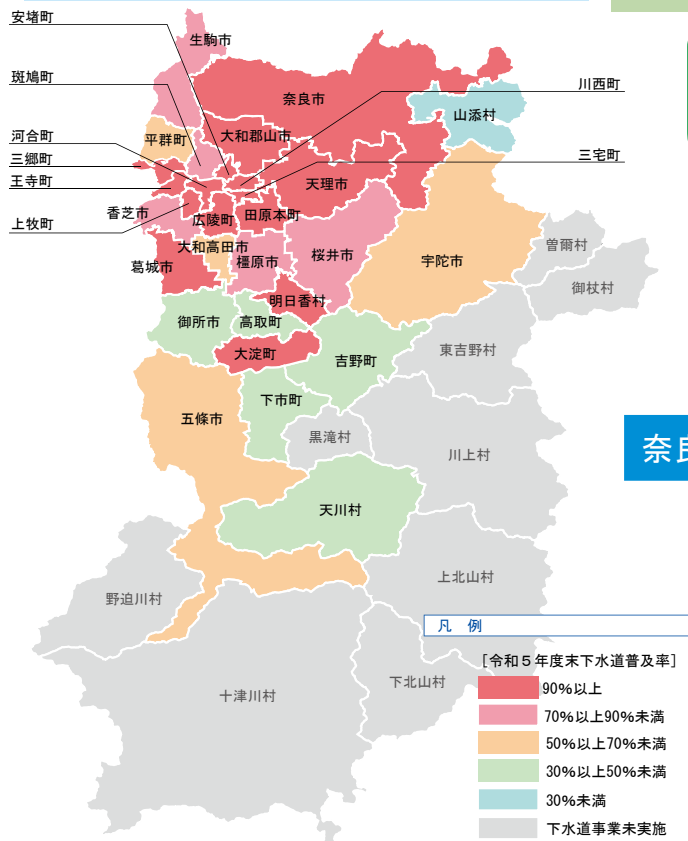
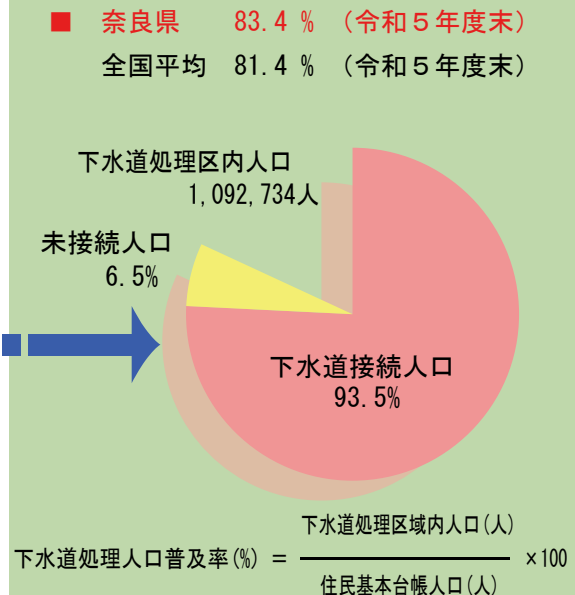
汚水処理人口普及率

県内総人口に対して、汚水処理施設を使用できる人口の割合です。



下水道処理人口普及率

県内総人口に対して、下水道を使用できる人口の割合です。



- 汚水処理人口普及率 全国19位
- 下水道処理人口普及率 全国15位

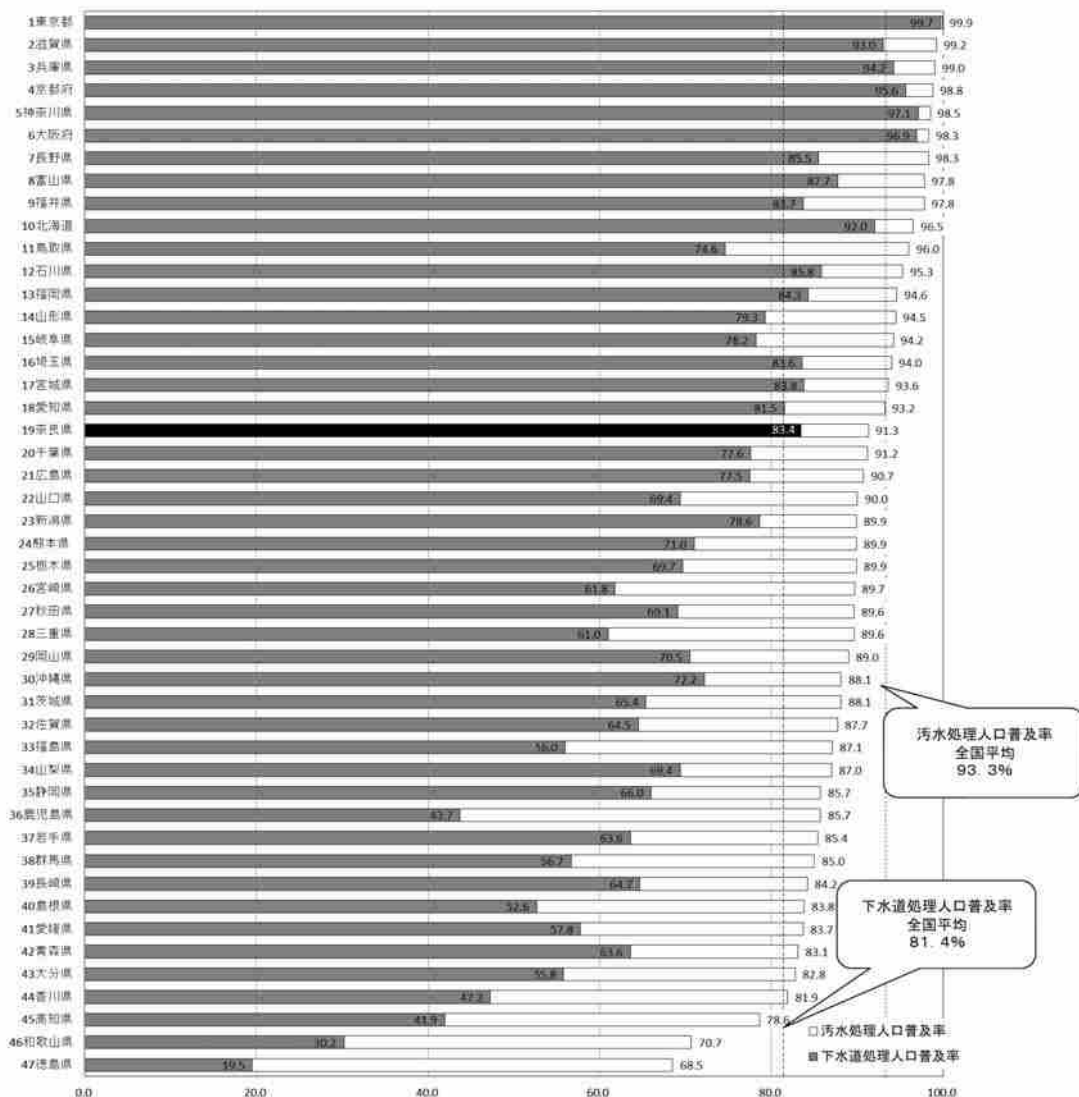
奈良県の下水道普及率

流域下水道別下水道普及率

大和川上流・宇陀川流域	86.7%
第一処理区	90.5%
第二処理区	80.0%
宇陀川処理区	72.1%
吉野川流域	66.0%

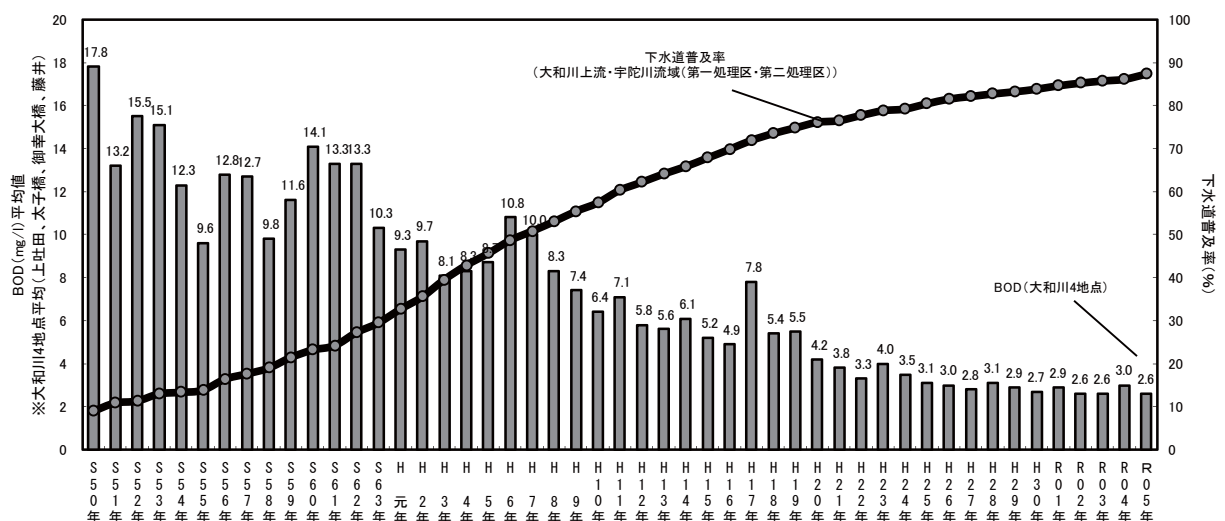
全国の下水道普及率

令和5年度末現在



大和川流域における下水道普及率と水質の推移

令和5年度末現在



奈良県の下水道普及率及び接続率

令和5年度末現在

市町村名	行政面積 (ha)	住基人口 (人)	処理区域 面積(ha)	処理区域内 人口(人)	下水道 普及率 (%)	水洗化人 口 (人)	水洗化率 (%)
		(A)		(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(B)
奈良市	27,694	348,285	5,055.1	321,898	92.4%	316,151	98.2%
大和高田市	1,648	62,175	520.4	38,892	62.6%	34,620	89.0%
大和郡山市	4,269	82,989	1,506.7	80,244	96.7%	76,793	95.7%
天理市	8,642	60,858	1,492.8	59,405	97.6%	56,704	95.5%
橿原市	3,956	118,750	1,422.6	95,433	80.4%	87,429	91.6%
桜井市	9,891	54,657	716.1	42,820	78.3%	38,663	90.3%
五條市	29,202	27,306	584.0	16,190	59.3%	13,823	85.4%
御所市	6,058	23,523	328.6	11,720	49.8%	7,841	66.9%
生駒市	5,315	116,819	1,257.6	85,285	73.0%	77,511	90.9%
香芝市	2,426	78,383	863.1	61,031	77.9%	55,727	91.3%
葛城市	3,372	37,842	1,133.5	37,461	99.0%	35,204	94.0%
宇陀市	24,750	27,094	722.3	16,822	62.1%	15,278	90.8%
山添村	6,652	3,102	9.0	183	5.9%	183	100.0%
平群町	2,390	18,261	203.9	11,029	60.4%	10,443	94.7%
三郷町	879	22,432	357.4	21,309	95.0%	20,446	96.0%
斑鳩町	1,427	28,073	273.0	19,904	70.9%	15,162	76.2%
安堵町	431	7,008	153.4	6,742	96.2%	4,765	70.7%
川西町	593	8,035	197.4	8,010	99.7%	7,810	97.5%
三宅町	406	6,461	143.0	6,293	97.4%	6,111	97.1%
田原本町	2,109	31,464	711.7	31,185	99.1%	28,804	92.4%
高取町	2,579	6,153	55.8	2,153	35.0%	1,628	75.6%
明日香村	2,410	5,114	297.9	4,973	97.2%	4,673	94.0%
上牧町	614	21,311	386.2	21,006	98.6%	19,777	94.1%
王寺町	701	23,807	341.0	23,223	97.5%	22,574	97.2%
広陵町	1,630	35,092	797.2	34,553	98.5%	32,349	93.6%
河合町	823	16,750	407.9	16,612	99.2%	15,477	93.2%
吉野町	9,565	5,979	94.8	1,831	30.6%	1,578	86.2%
大淀町	3,810	16,069	484.5	14,480	90.1%	12,648	87.3%
下市町	6,199	4,516	83.4	1,564	34.6%	1,189	76.0%
天川村	17,566	1,217	36.0	483	39.7%	465	96.3%
その他町村	181,084	10,382	—	—	—	—	—
県 計	369,091	1,309,907	20,636.3	1,092,734	83.4%	1,021,826	93.5%

年次	県での動き	市町村での動き
1966 S41	① 大和川上流流域下水道計画策定のため調査を開始する	
1967 S42	① 大和川上流流域下水道事業が、下水道整備第2次五箇年計画において次年度以降の新規事業として位置付けされた	
1968 S43	① 大和川上流流域下水道計画の基本調査まとまる ① 地元市町村に計画発表(2月)	
1969 S44		
1970 S45	土木部計画課に浄化センター建設事務所を設置(4月1日) ① 浄化センター建設事務所が大和郡山市筒井町に移転 ① 県文化会館において都市計画法に基づく公聴会を開催(9月1日) ① 下水道法の改正により流域下水道が認められる。	
1971 S46	① 県都市計画審議会で原案どおり可決答申(2月9日) ① 都市計画決定なる。(2月12日) ① 建設省事業認可なる(3月18日) ① 浄化センター用地買収完了(12月) ① 浄化センター工事設計委託	
1972 S47	① 佐保川、天理北幹線管渠工事に着手(2月) ① 起工式(10月27日)	
1973 S48	土木部に下水道課を新設(4月1日)	
1974 S49	① 浄化センター定礎式(2月25日) ① 通水式(6月4日)水処理施設10万人分の工事完成、施設の供用開始を行い天理市の汚水を受け入れる。 ① 通水記念式典(10月23日)	天理市供用開始(6月)
1975 S50	② 大和高田市他12市町村を計画区域とする大和川上流流域下水道第二次計画案を発表し地元交渉に入る(6月24日)	大和郡山市の汚水流入開始(12月)
1976 S51	② 県都市計画審議会に概要説明(6月) ② 県都市計画審議会に小委員会設置(7月) ② 環境影響調査開始(8月)	
1977 S52	② 計画案の縦覧告示(3月)	奈良市の汚水流入開始(2月) 奈良市の大安寺処理場を流域下水道に切り替える
1978 S53	② 浄化センター建設について地元萱野及び沢地区の基本的了解を得る(3月) ② 県都市計画審議会で計画案を付議原案どおり可決答申なる(3月) ② 都市計画決定(3月20日) ② 建設省事業認可なる(6月23日) ① 浄化センター公園施設のうち、ファミリープール一部完成、使用開始(7月) ② 第二浄化センター用地事務所を設置(8月) ② 広陵町萱野、沢地区を中心に一部用地交渉まとまる(12月)	桜井市汚水流入開始(11月)
1979 S54	① 浄化センター緩衝緑地公園完成(3月) ① ファミリープール並びにこれに伴う近鉄ファミリー公園前停車駅完成(7月) ② 葛下川、葛城川幹線管渠工事に着手(10月) ② 第二浄化センターポンプ棟及び水処理施設工事に着手(12月)	三宅町汚水流入開始(4月)
1980 S55	② 第二浄化センター埋蔵文化財、試掘調査開始(1月) ② 第二浄化センター処理場用地の買収をおおむね完了 ② 第二浄化センター用地事務所を廃止(3月) ② 第二浄化センター埋蔵文化財、全面発掘調査が10ヶ月の予定で開始 土木部下水道課を廃止して、土木部下水道計画課と下水道建設課を設置(4月) ② 第二浄化センター起工式(9月16日) 宇 国において事業の新規採択成る 宇 榛原町で都市計画法に基づく公聴会を開催(10月29日) 宇 奈良県都市計画地方審議会が宇陀川流域下水道計画が原案通り可決答申(12月22日) 宇 都市計画決定(12月25日)	田原本町汚水流入開始(6月) 川西町汚水流入開始(9月)
1981 S56	宇 都市計画法の事業認可(2月20日) 宇 下水道法の事業認可(3月31日) 宇 宇陀川浄化センター建設事務所を設置(4月1日) 吉 紀の川流域下水道整備総合計画の建設大臣承認(6月19日)	
1982 S57	吉 吉野川流域下水道計画の発表(1月26日) 吉 関係市町村及び処理場予定地の地元への説明に入る(五條市、吉野町、大淀町、下市町) 吉 国において第二種流域下水道事業の新規採択なる(4月) ② 第二浄化センター定礎式(9月4日)	

年次	県での動き	市町村での動き
1983 S58	宇陀川浄化センター用地買収完了(3月)	広陵・香芝環境整備施設組合汚水流入開始(4月)
	宇陀川浄化センター起工式(12月)	
	五條市市民会館において都市計画法に基づく公聴会開催(2月)	
	県都市計画審議会で計画案を付議原案どおり可決答申(3月)	
	都市計画決定(3月22日)	
1984 S59	都市計画法の事業認可(3月30日)	大和高田市、広陵町(第二処理区)汚水流入開始(4月)
	下水道法の事業認可(3月30日)	河合町汚水流入開始(7月)
	第二浄化センター通水式、通水記念式典(4月9日)	
	方野川幹線管渠工事に着手	
1985 S60	宇陀川浄化センター定礎式(11月15日)	
1986 S61	五條市二見地区を中心に一部用地交渉まとまる(2月)	
1987 S62	吉野川浄化センター処理場用地買収完了(3月)	榛原町汚水流入開始(4月)
	宇陀川浄化センター通水式(3月24日)	生駒市汚水流入開始(12月)
	宇陀川浄化センター建設事務所を宇陀川浄化センターに 名称変更し供用開始(4月1日)	
	吉野川幹線管渠工事に着手(12月)	
1988 S63	第二浄化センタースポーツ広場(運動場、テニスコート、 ゲートボール場)供用開始(5月)	
	吉野川浄化センター処理場施設工事に着手(6月)	
	第二浄化センターファミリープール竣工式(6月28日)	
	第二浄化センターファミリープール供用開始(7月1日)	
	吉野川浄化センター起工式(8月31日)	
1989 H1	宇陀川処理区の幹線整備率が100%となる	榎原市汚水流入開始(8月)
1990 H2		菟田野町汚水流入開始(7月)
1991 H3	生駒市及び生駒郡の1市4町を第一次処理区に編入(3月)	広陵・香芝環境整備施設組合が解散(広陵町、香芝市)
	吉野川浄化センター準備事務所を吉野川浄化センターと改称	上牧町汚水流入開始(4月)
		香芝市(第二処理区)汚水流入開始(10月)
		大宇陀町汚水流入開始(4月)
		五條市汚水流入開始(4月)
1992 H4	土木部下水道計画課と下水道建設課を廃止して土木部下水道課を設置(4月)	御所市、新庄町、富麻町汚水流入開始(4月)
		明日香村汚水流入開始(6月)
1993 H5	A20法による水処理施設の建設に着手(12月)	王寺町汚水流入開始(3月)
1994 H6	A20法による水処理施設の建設に着手(10月)	
1995 H7	消化方式による汚泥処理施設の建設に着手(12月)	大淀町汚水流入開始(10月)
1996 H8		
1997 ¹ H9		吉野町汚水流入開始(9月)
1998 H10	A20法による高度処理の開始(10月)	
1999 H11	A20法による高度処理の開始(11月)	高取町汚水流入開始(11月)
		下市町汚水流入開始(5月)
2000 H12		
2001 H13		
2002 H14		
2003 H15		
2004 H16		
2005 H17		安堵町、斑鳩町汚水流入開始(3月)
2006 H18		三郷町汚水流入開始(3月)
2007 H19		平群町汚水流入開始(1月)
2008 H20		
2009 H21		三郷町立野終末処理場を流域関連公共下水道に切り替え(1月)
2010 H22	野原ポンプ場、野原幹線供用開始(3月14日) 吉野川処理区の幹線整備率が100%となる	
2011 H23		
2012 H24		
2013 H25		
2014 H26	浄化センター公園をまほろば健康パークにリニューアル	
2015 H27	大和川上流域下水道と宇陀川流域下水道を統合(4月) (目的:効率的な運営、水源である室生ダムの水質保全)	
2016 H28		
2017 H29		
2018 H30		
2019 R1		
2020 R2	第一処理区の幹線整備率が100%となる	
2021 R3		
2022 R4		
2023 R5		
2024 R6	下水道課を下水道マネジメント課に改称	

令和6年12月末現在

市町村名	処理区名	污水計画							
		全体計画		都市計画決定	事業計画(下水道法)				
		計画面積 (ha)	計画人口 (人)	決定面積 (ha)	事業計画面積 (ha)	事業計画人口 (人)	当初事業計画 策定年月日	最新事業計画 策定年月日	供用開始年月日
奈良市	全体	8,146.9	288,405	6,731.5	6,724.4	320,434			
	第一	7,600.7	267,685	6,253.0	6,180.9	293,464	S26.5.19	R3.3.26	S52.2.10
	平城	478.5	20,000	478.5	475.8	26,100	S59.2.24	R6.3.14	S59.4.1
	月ヶ瀬	67.7	720		67.7	870	H2.2.22	H30.10.18	H4.10.1
大和高田市	第二	1,606.2	53,300	815.0	794.8	49,530	S54.3.23	H30.3.20	S59.3.28
大和郡山市	第一	3,660.0	69,600	1,988.0	1,810.0	75,349	S46.3.2	R4.3.30	S50.10.1
天理市	第一	3,857.4	57,220	1,990.7	1,929.6	62,321	S43.9.20	H30.3.30	S49.6.4
橿原市	第二	3,460.0	111,900	2,473.1	1,948.0	110,339	S42.10.20	R3.3.2	H1.8.30
桜井市	第一	2,258.5	47,327	1,228.2	1,061.5	36,802	S49.12.9	H30.3.20	S53.11.1
五條市	吉野川	1,865.0	21,500	956.9	779.7	15,952	S60.10.8	R6.3.29	H3.4.17
御所市	第二	1,880.6	17,260	603.0	565.9	12,950	S58.10.25	R6.1.31	H4.4.8
生駒市	全体	2,485.1	113,600	2,407.6	1,670.3	106,289			
	第一	2,071.1	84,240	1,993.6	1,299.6	77,564	S50.3.25	H30.3.27	S62.12.9
	山田川	153.3	8,500	153.3	110.0	7,330	S59.2.24	H30.3.27	S60.4.1
	竜田川	260.7	20,860	260.7	260.7	21,395	S51.6.3	H30.3.27	S60.4.1
香芝市	全体	1,994.0	81,600	1,196.5	1,244.0	69,380			
	第一	105.4	7,570	2.4	105.4	7,490	S48.9.18	R4.3.25	S58.4.1
	第二	1,888.6	74,030	1,194.1	1,138.8	61,891	S60.2.1	R4.3.25	H3.9.17
葛城市	第二	1,919.2	34,100	1,541.8	1,251.1	37,115	S57.8.20	R5.3.20	H4.4.1
宇陀市	宇陀川	975.1	14,000	864.0	779.5	16,570	S51.2.7	H30.3.27	S62.4.1
山添村	上津	9.0	210		9.0	210	H3.10.30	H30.11.16	H6.10.1
平群町	第一	797.0	13,956	507.3	469.2	15,845	H4.2.20	H30.3.30	H19.1.4
三郷町	第一	510.0	18,981	473.2	468.6	21,513	S51.3.27	R5.4.18	H18.3.31
斑鳩町	第一	906.0	23,456	513.5	385.8	18,640	H4.1.27	H30.3.30	H17.3.31
安堵町	第一	400.0	5,900	213.1	213.1	6,860	S54.1.12	H30.3.30	H17.3.31
川西町	第一	530.6	6,245	306.3	326.4	7,049	S51.12.22	R2.8.14	S55.9.1
三宅町	第一	374.0	5,300	217.3	217.3	5,955	S51.3.16	H30.3.30	S54.4.16
田原本町	第一	2,028.4	26,200	837.5	849.8	28,836	S50.11.11	H30.3.30	S55.6.10
高取町	第二	1,012.0	5,314	225.7	75.8	3,218	H3.12.18	H30.3.30	H11.11.22
明日香村	第二	728.0	3,650	365.3	352.2	4,560	S56.12.11	R4.5.10	H4.5.15
上牧町	第二	598.2	18,800	598.2	442.0	20,900	S55.12.12	H30.3.30	H3.4.1
王寺町	第二	529.0	22,830	524.0	396.4	23,608	S58.12.16	H30.3.30	H5.3.15
広陵町	全体	1,564.0	34,174	1,369.4	895.7	34,167			
	第一	394.1	15,254	199.5	272.1	15,041	S48.9.18	H30.3.30	S58.4.1
	第二	1,169.9	18,920	1,169.9	623.6	19,126	S53.12.1	H30.3.30	S59.4.20
河合町	第二	757.0	13,400	492.3	450.3	16,010	S55.12.19	H30.3.30	S59.7.2
吉野町	吉野川	177.5	1,930	177.5	114.3	1,559	H4.1.30	R6.3.26	H9.9.8
大淀町	吉野川	819.0	12,590	672.0	578.0	13,246	H2.1.25	R6.3.26	H7.1.1
下市町	吉野川	280.0	2,450	193.0	87.5	1,340	H3.3.26	R6.3.26	H11.5.25
天川村	洞川	36.0	3,780		36.0	3,900	H4.2.15	R3.10.1	H11.6.14

市町村名	処理区名	雨水計画					
		全体計画	都市計画決定		事業計画(下水道法)		
		計画面積 (ha)	決定面積 (ha)	当初告示 年月日	事業計画面積 (ha)	当初事業計画 策定年月日	最新事業計画 策定年月日
奈良市	全体	5,928.1	6,821.8		649.8		
	第一	5,458.3	6,352.0	S33.2.21	201.9	S26.5.19	R3.3.26
	青山	84.5	84.5	S58.12.5	84.5	S59.2.24	H30.11.13
	平城	311.0	311.0	S63.3.30	311.0	S63.9.21	H30.11.13
	佐保台	74.3	74.3	H6.11.8	52.4	H7.12.22	H30.11.13
	月ヶ瀬	0.0			0.0	－	－
大和高田市	第二	1,649.0	59.8	H2.10.12	59.8	H2.11.16	H30.3.20
大和郡山市	第一	0	0		0	－	－
天理市	第一	3,922.0	1,163.6	S43.7.4	1,163.6	S43.9.20	H30.3.30
橿原市	全体	3,460.0	1,763.3		1,693.8		
	第一	188.0	30.5	S62.1.29	0	－	－
	第二	3,272.0	1,732.8	S53.12.22	1,693.8	S42.10.20	H30.3.20
桜井市	第一	2,445.0	1,004.0	S48.11.1	4.0	S49.12.9	H30.3.20
五條市	吉野川	0	0		0	－	－
御所市	第二	1,880.6	108.5	H10.2.2	108.5	H10.5.29	H30.3.27
生駒市	全体	680.3	680.3		444.3		
	第一	512.0	512.0	S50.3.6	320.3	S50.3.25	H30.3.27
	山田川	153.3	153.3	S58.11.29	109.0	S59.2.24	H30.3.27
	竜田川	15.0	15.0	S51.3.4	15.0	S51.6.3	H30.3.27
香芝市	全体	1,984.0	1,205.3		136.4		
	第一	163.0	60.3	S50.3.26	103.0	H23.3.25	H23.3.25
	第二	1,821.0	1,145.0	H13.3.7	33.4	H13.4.17	R4.3.25
葛城市	第二	0	0		0	－	－
宇陀市	宇陀川	602.9	527.4	S49.10.30	390.3	S51.2.7	H30.3.27
山添村	上津	0			0	－	－
平群町	第一	853.0	490.5	H4.1.8	0	－	－
三郷町	第一	510.0	473.2		298.0	S51.3.27	R5.4.18
斑鳩町	第一	943.0	543.6	S51.2.2	0	－	－
安堵町	第一	0	0	H4.1.10	0	－	－
川西町	第一	0	0	－	0	－	－
三宅町	第一	0	0	－	0	－	－
田原本町	第一	0	0	－	0	－	－
高取町	第二	0	0	－	0	－	－
明日香村	第二	0	0	－	0	－	－
上牧町	第二	0	0	－	0	－	－
王寺町	第二	546.0	524.0	S57.8.2	138.3	S58.12.16	H30.3.30
広陵町	全体	314.6	314.6		242.1		
	第一	194.6	194.6	H2.4.2	194.6	H8.8.1	H30.3.30
	第二	120.0	120.0	S63.8.10	47.5	S63.11.7	H30.3.30
河合町	第二	0	0	－	0	－	－
吉野町	吉野川	0	0	－	0	－	－
大淀町	吉野川	0	0	－	0	－	－
下市町	吉野川	0	0	－	0	－	－
天川村	洞川	0	0		0	－	－

注) 第一: 大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区
第二: 大和川上流・宇陀川流域下水道第二処理区

奈良市(マンホールカード)

デザインの由来



設置開始 1995年



ナラノヤエザクラ



シカ

国際文化観光都市・奈良市の観光のシンボル「奈良公園の鹿」と「市草」を中央に配置し、周囲に、平安朝の女流歌人伊勢大輔(いせのたいふ)の歌「いにしへの 奈良の都の 八重桜 けふ九重に にほひぬるかな」(詞花集)で知られる「八重桜」をデザインしています。市草のモチーフになったこの八重桜は、正式には「ナラノヤエザクラ」という固有の品種です。開花時期は他の桜よりも遅く、4月下旬から5月上旬にかけて、小ぶりの可憐な花を咲かせます。古都奈良の風情を感じさせるこのマンホール蓋を鑑賞しながら、ナラノヤエザクラや鹿が待つ奈良公園まで足を延ばしてみてもいいかもしれません。

1712-00-001

奈良市観光センター ナラニクル

©GKPマエプロ



大和高田市



昭和52年4月、市民投票によって決定した市木「さざんか」を中央に配置したものです。

周囲に配置した市章は、昭和7年「タカダ」を図案化して制定したものです。

配布場所：奈良町南観光案内所(繭・まゆ) (奈良町南観光駐車場北側) 奈良市井上町1 1 番地S

大和郡山市(マンホールカード)

デザインの由来



設置開始 1989年



金魚



郡山城址

大和郡山市の代表的な地場産業である「金魚養殖」の金魚が、金魚鉢の中を元気に泳ぐ姿を図案化して製作したマンホール蓋です。美しい水環境のシンボルとして、1989年から使用しています。大和郡山市の金魚養殖は享保9年(1724年)、柳澤吉里侯が甲斐から大和郡山へ入部したことに端を発すると伝えられ、幕末には藩士の副業として盛んに行われるようになりました。それ以来歴史を積み重ね、今では毎年4月上旬に金魚品評会が桜花満開の郡山城址内の柳澤神社で行われるほか、8月下旬には金魚スクエアで「全国金魚すくい選手権大会」が開催されるなど、大和郡山の風物詩になっています。

1608-00-001

大和郡山市 上下水道部庁舎

©GKPマエプロ



デザインの由来



設置開始 2011年



黒塚古墳

三角縁神人龍虎画像鏡
(奈良国立博物館蔵 考古研究所提供)

天理市の南部、黒塚古墳から出土した「三角縁神獣鏡」の文様をデザインし、中央に市章をあしらったマンホール蓋です。邪馬台国の女王、卑弥呼の鏡とする説を持つ三角縁神獣鏡。背面に神獣を配し、鏡の縁が鋭く尖った三角形をしているため、そう呼ばれています。同鏡はその文様によっていくつかの種類に分けられますが、本マンホール蓋のモチーフになった三角縁神人龍虎画像鏡は、黒塚古墳でしか出土していません。日本最古の道として知られ、古社寺や万葉歌ゆかりの地といった名所が点在し、四季折々の趣をもつ「山の辺の道」などに、このデザインの蓋を見つけることができます。

1704-03-006

天理市立黒塚古墳展示館

©GKP



配布場所：(平日)大和郡山市上下水道部下水道推進課
(土・日・祝日)市民交流館

※注：樺原市今井町のマンホールのデザインです

樺原市(マンホールカード)

デザインの由来



設置開始 1995年



今井町の町並み



町並み(夜景)

樺原市にある今井町の美しい町並みを描いています。今井町は、天文年間(1532～55年)に寺院を中心に形成された寺内町をはじめとしており、一向一揆に同調して織田信長に反旗を翻した時代を経て、商工業都市として発展しました。江戸時代には「大和の金は今井に七分」と云われるまでに繁栄し、独自の通貨を発行する自治都市として幕府に認められるほどでした。この時代の建造物は現在も多く残っており、町には今でも江戸時代の風情が漂っています。平成5年には重要伝統的建造物群保存地区に指定されており、地区内にある約500棟の伝統的建造物は日本一の数を誇ります。

1808-00-001

今井まちなみ交流センター「華薨」

©GKP



配布場所：今井まちなみ交流センター「華薨」

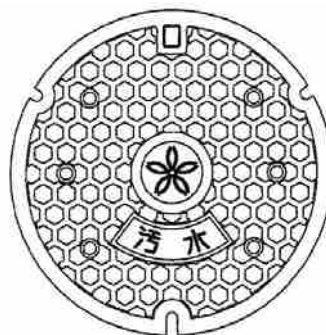
五條市



市花「ききょう」を図案化したものです。

中央の市章は、市の「五」の文字を「金剛山」に見立てて山形に図案化したものです。

桜井市



鉄蓋の磨耗やスリップ等の機能性を考慮し、「亀甲」模様を採用しています。

履中天皇の稚桜による説話とともに、桜井の地名は「桜の井」とよばれる井戸にはじまると伝わっています。中央に配置した市章は、それにちなんで「桜の花卉」を図案化したもので、中心より大きく広がった花びらは若さと発展する市を表現しています。

御所市



御所市の西に位置する葛城山と葛城山頂南側のなだらかな高原斜面に咲く御所市の花「ツツジ」を図案化したものです。

下に配置している市章は、「ごせ」の頭文字「ご」の変体仮名を図案化したものです。

生駒市(マンホールカード)

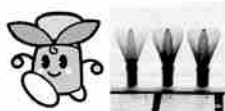
デザインの由来



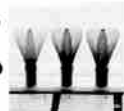
設置開始 2018年



生駒山



たけまるくん



高山茶釜

生駒市のデザインは、「新！マンホールふたデザイン決定総選挙」と題して2017年10月に実施した市民投票にて、投票総数10,941票の中から2,728票獲得し、見事1位に輝いたデザインです。電波塔が特徴的な「生駒山」を背景に、市の公式キャラクター「たけまるくん」を中央に配置しています。その他にも、現存する日本最古のアトラクションである「生駒山上遊園地」の飛行塔、2018年に生誕100周年を迎えた日本最初の営業用「ケーブルカー」のミケとブル、500年の歴史を有する伝統的工芸品「高山茶釜」など、生駒市の魅力が詰まった一枚となっています。

1808-00-002

生駒市アンテナショップ おちやせん

@GKP



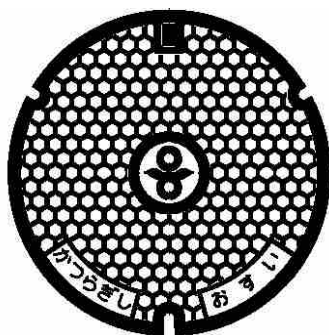
配布場所：生駒市アンテナショップ おちやせん

香芝市



本市は、「伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市」を基本イメージに計画的な都市形成を図り、下水道事業においても昭和59年度以来、整備を進めてまいりました。マンホール蓋のデザインは、市木「かし」と市花「すみれ」を図案化したものです。

葛城市



上下に配した二つの円は旧新庄町と旧當麻町を表し、二つの円が一つの市へと生まれ変わったことを表します。さらに、大空に大きく手をかかげたようにも見える造形は、葛城市が輝く未来へ発展していくことへの願いをも表しています。

宇陀市



幾何学型模様を基本とし中央に市章を表したものです。市章は、宇陀市の「う」をモチーフに、4町村の合併と宇陀市の誕生を4つの花卉の開花で表し、魅力と活力あふれる将来像を表徴しています。

平群町



町花「菊」と町木「榿」を図案化したものです。町における菊の栽培は歴史的にも古く、現在でも盛んに行われています。榿は古歌に「命の全けむ人はたたみごも平群の山の熊白檮が葉を髻華に挿せその子」と詠われているように町の歴史的に由緒のある木です。
中央上部に配置されている町章は、平群の「平」を勘亭流の文字に図案化したものです。

三郷町(マンホールカード)

デザインの由来



設置開始 2019年



たつたひめ

童謡「きらきらぼし」の日本語詞を作詞された武蔵悦子氏の居住地でもあり、豊かな美しい自然環境と数多くの古社寺に囲まれた三郷町は、昔から大阪と奈良を結ぶ交通の要所として栄え、奈良時代の歌集・万葉集でも本町と関連のある歌が多数詠われています。こうした本町の魅力ある資源や童謡の価値を更に高めていくこと等を目的として、本町では平成30年に「童謡のまち」宣言を行いました。この蓋のデザインは、その際に童謡「きらきらぼし」をイメージした「夜空に光る星」や町のイメージキャラクター「たつたひめ」のほか、万葉集で詠われた龍田山等を表現し、公募により選ばれたものです。

2004-00-001

三郷町立図書館

©GKP



斑鳩町(マンホールカード)

デザインの由来



設置開始 1992年



町木の黒松 竜田川ともみじ



風景を代表する塔

斑鳩町は、豊かな自然に恵まれた歴史と文化遺産の町です。世に名高い「斑鳩三塔」は、法隆寺の五重塔、法輪寺の三重塔、法起寺の三重塔の総称で、三塔を巡るコースは観光の定番です。
本マンホール蓋の図柄は、斑鳩の風景を代表する「塔」に加え、在原業平や能因法師など多くの歌人に詠まれた「竜田川」と「もみじ」、そして町の木「黒松」、町の花「山茶花(さざんか)」を題材に構成しています。図柄の周囲は、お寺で使われている万字くずしをイメージしてデザインしました。竜田川は古今集にも登場する「町の宝」であり、その清らかな流れを守る想いがあるふれたマンホール蓋です。

1612-00-001

法隆寺 i センター

©GKPマエプロ



安堵町



ノンスリップ性能を重視し、中央には漢字の「安」をモチーフにした安堵町の町章をデザインしています。

配布場所：法隆寺 i センター

川西町



川西町のマンホールデザインは、町の花「コスモス」、町の木「ケヤキ」をデザイン化したもので、中央の町章は川西町の頭文字「カ」を簡潔優美に図案化し、町の豊かな発展と平和隆昌を大きく爽快に表現したものです。

三宅町



三宅町の町花である八重桜あざさと、町の木であるキンモクセイと、歴史ある町三宅町をイメージして神社の鳥居や白山神社の腰掛石をデザインしたものととなっています。

田原本町(マンホールカード)

デザインの由来



設置開始 1994年



唐古・鍵遺跡の楼閣



すいせん

田原本町は奈良盆地の中央部に当たる沖積地に位置し、豊かな田園風景が広がる町です。北部に所在する「唐古・鍵(からこ・かぎ)遺跡」は、国内屈指の規模を誇る弥生時代の環濠集落で、当時の生活や文化に関連する土器や石器、木製品が多数出土しています。中でも、弥生時代の高層建築である「楼閣」を描いた絵画土器は有名で、この土器片を元に復元した楼閣は田原本町のシンボルタワーとなっています。本マンホール蓋は、この復元楼閣と町の花「すいせん」で構成されており、町の玄関口である近鉄田原本駅から唐古・鍵遺跡まで続く道に設置されています。

1804-00-001

道の駅レスティ唐古・鍵

©GKPマエプロ



高取町



町の花【サツキ】町の木【カエデ】をデザインしたものです。中央の町章は、旧高取町・船倉村・越智岡村の3ヶ町村を表わした3つの輪を重ねて、中央に高取の「T」を図案化したものです。3つの輪は、協和の精神を象徴しています。「T」は、大きく羽ばたくタカの鳥をあらわし、高取町の飛躍前進を意味しています。

配布場所：道の駅レスティ唐古・鍵

明日香村



村木「ツキ」、村花「タチバナ」を図案化したものです。中央の村章は「飛ぶ鳥」の姿で、左横に倒すと「明」の字を表し、上の円は村独特の古墳の象徴であり、下は阪合・高市・飛鳥の旧三ヶ村合併の団結と発展を表現しています。

上牧町



本町では、大和川水系葛下川、滝川の水質保全及び町民生活の環境改善のために昭和55年度より下水道事業に着手しており、鋭意整備を進めている。
本町のマンホールデザインは、町花である「ゆり」をデザインしたもので、中央の町章は町の木である榎の葉とクローバーの組合せを図案化したものです。

王寺町



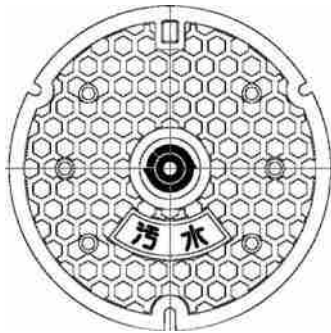
「和の鐘」をメインに配したその趣旨は、町民憲章において、『わたくしたちは「和の鐘」になる王寺の町民です。』と謳っており、和の鐘に託したこれらそれぞれの誠意をモットーに天高くはばたく願いをイメージしております。この「和の鐘」の両側には、町花である「さつき」と町木の「梅」も併せて図案化しております。

広陵町



本町の公共下水道は、昭和53年度に事業着手し、事業を進めています。また、マンホールデザインについては、「竹取物語」のかぐや姫をモデルに「かぐや姫のまち」と「竹」を図案化したものです。

河合町



機能性を重視し、亀甲型を採用しています。
中央の町章は、町の頭文字である「河」を図案化したもので、全体は町の円満と発展を表徴し、中央の円は明るい町を表現しています。

吉野町



本町の下水道は、吉野川流域関連公共下水道計画に基づき、平成3年度より事業着手し、平成9年度から一部の地区で供用を開始し、効率的な整備と普及促進に努めています。

バックは「吉野川」に「鮎」と吉野山の「桜」をデザインしたものです。中央の「町章」は吉野町の頭文字「よ」を図案化したものです。

大淀町



本町の下水道事業は全体計画819haのうち588.7haの事業認可を受け、快適な生活環境と吉野川を中心とする水質保全のため、鋭意事業を推進しています。マンホール蓋は、一般公募によるもので、町章の中に町の花である「梨花」と、清流吉野川の「桜鮎」を図案化したものです。

下市町



下市町は奈良県吉野郡の北西に位置し、東西約9km、南北約11km、面積61.99km²を有し、木工製品、特に割箸を中心とした産業の盛んな街です。下市町の下水道事業は、平成2年から着手し平成11年には一部供用開始しています。マンホール蓋のデザインは下市町の章を中心に、町花である松葉ボタンと、下市町の地場産業である割り箸とを組み合わせ図案化したものです。

山添村



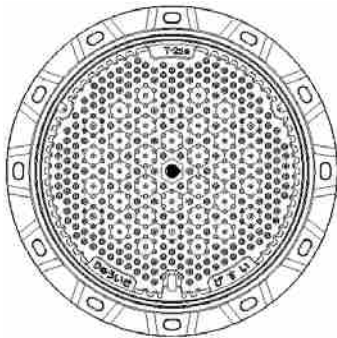
村の美しい自然に咲く、村花「山つつじ」を図案化したものです。

天川村



真中に「てんかわ」の文字を、その外にはみたらい峡にかかるつり橋とアマゴを、外周にはもみじと天然記念物のオオヤマレンゲを図案化したものです。

奈良県流域下水道



奈良県の流域下水道で使用しているマンホール蓋です。中央の県章は奈良県の頭文字「ナ」を図案化したもので、外円はまほろば大和の自然を、内円は和をもって貴しとなす協和の精神を、円を貫く横一文字の軸は県政水準のたゆみなき進展を表しています。

市町村名	担当部署名	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
奈良市	下水道事業課	0742-34-5200*	0742-34-5216	630-8001	奈良市法華寺町264番地1
大和高田市	下水道課	0745-52-1258	0745-52-1295	635-0016	大和高田市大東町5番22号
大和郡山市	下水道推進課	0743-58-5600	0743-52-0096	639-1005	大和郡山市植槻町6番10号
天理市	下水道課	0743-63-1001*	0743-63-3415	632-8558	天理市川原城町600番地10
橿原市	下水道課（汚水）	0744-27-4411*	0744-27-4754	634-0826	橿原市川西町1038-2
	道路河川課（雨水）	0744-47-3513	0744-24-9708	634-8586	橿原市八木町1丁目1番18号
桜井市	下水道課	0744-46-0622	0744-42-3088	633-0007	桜井市外山51
五條市	下水道課	0747-22-4001*	0747-24-4626	637-8501	五條市岡口1丁目3番1号
御所市	都市整備課	0745-44-3499	0745-62-5799	639-2298	御所市1番地の3
生駒市	下水道課	0743-74-1111*	0743-74-9100	630-0288	生駒市東新町8番38号
香芝市	下水道課（汚水）	0745-71-6101	0745-71-6102	639-0264	香芝市今泉1200番地3
	土木課（雨水）	0745-44-3317	0745-78-3830	639-0292	香芝市本町1397番地
葛城市	下水道課	0745-48-7820	0745-48-8185	639-2155	葛城市竹内1083番地
宇陀市	下水道課	0745-82-5627	0745-82-4073	633-0218	宇陀市榛原松牧146番地の2
山添村	環境衛生課	0743-85-0047	0743-85-0472	630-2344	山辺郡山添村大西151番地
平群町	上下水道課	0745-46-2300	0745-45-5365	636-0938	生駒郡平群町若葉台4丁目23番1号
三郷町	下水道課	0745-73-0999	0745-73-0998	636-0822	生駒郡三郷町立野南3-11-13
斑鳩町	上下水道課	0745-74-2406	0745-74-1485	636-0101	生駒郡斑鳩町三井1335
安堵町	事業課	0743-57-2333	0743-57-2379	639-1095	生駒郡安堵町東安堵958
川西町	下水道事業事業課	0745-44-2679	0745-44-4734	636-0202	磯城郡川西町結崎28番地の1
三宅町	土木管理課	0745-44-3076	0745-43-2689	636-0213	磯城郡三宅町伴堂181-1
田原本町	下水道課	0744-34-2076	0744-32-2977	636-0392	磯城郡田原本町890-1
高取町	事業課	0744-52-3334*	0744-52-4063	635-0154	高市郡高取町観覚寺990-1
明日香村	地域づくり課	0744-54-3351	0744-54-9030	634-0142	高市郡明日香村大字橘21番地
上牧町	上下水道課	0745-71-5234	0745-78-7089	639-0213	北葛城郡上牧町米山台六丁目7番1号
王寺町	上下水道課	0745-73-2568	0745-32-0620	636-0002	北葛城郡王寺町王寺2-1-18
広陵町	上下水道課	0745-55-2234	0745-55-8119	635-8515	北葛城郡広陵町南郷583番地1
河合町	上下水道課	0745-56-2219	0745-56-6122	636-8501	北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
吉野町	暮らし環境整備課	0746-35-7538	0746-35-7535	639-3324	吉野郡吉野町香束901-3
大淀町	施設課	0747-52-0137*	0747-52-0138	638-0821	吉野郡大淀町下湊961
下市町	上下水道課	0747-52-5540	0747-52-3251	638-0001	吉野郡下市町阿知賀1153-1
天川村	産業建設課	0747-63-0321*	0747-63-0329	638-0392	吉野郡天川村沢谷60番地

*印は代表番号

お問い合わせ先

奈良県県土マネジメント部下水道マネジメント課

〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL 0742(22)1101(代) FAX 0742(23)9318

奈良県県土マネジメント部 下水道マネジメント課ダイヤルイン

総務経営係 TEL 0742(27)7524
企画係 TEL 0742(27)7526
事業係 TEL 0742(27)7525

流域下水道センター

〒639-1035 大和郡山市額田部南町160
TEL 0743(56)2830 FAX 0743(56)4398

浄化センター

〒639-1035 大和郡山市額田部南町160
TEL 0743(56)2830 FAX 0743(56)4398

第二浄化センター

〒635-0805 北葛城郡広陵町萱野460
TEL 0745(56)3400 FAX 0745(56)3756

宇陀川浄化センター

〒633-0204 宇陀市榛原福地28-1
TEL 0745(82)5725 FAX 0745(82)5424

吉野川浄化センター

〒637-0071 五條市二見5丁目1314
TEL 0747(22)8631 FAX 0747(22)9025

※流域下水道における施設の所在地

南奈良幹線中継ポンプ場	奈良市西九条町5-5-1
竜田川幹線中継ポンプ場	生駒郡安堵町窪田620-6
信貴山幹線中継ポンプ場	生駒郡三郷町勢野西1丁目3685-5
大宇陀ポンプ場	宇陀市大宇陀野依1302-4
菟田野ポンプ場	宇陀市菟田野別所333-2
下市ポンプ場	吉野郡下市町新住1016-3
野原ポンプ場	五條市野原西6丁目3151-45